

見附市告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月7日

見附市長 稲田 亮

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 長岡都市計画下水道
 - (2) 名称 見附市公共下水道
見附市第2公共下水道

- 2 縦覧場所
見附市上下水道局